

営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者と主任技術者等 との兼務について

令和5年2月
美馬市

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結に当たり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、積算見積等）を行うことがその職務であるため、所属する営業所に常勤※していることが原則となります。また、「経營業務の管理責任者」は、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うことがその職務であり、常勤役員等（法人である場合においてはその役員のうち常勤であるものをいう。）でなければなりません。従って、営業所の専任技術者又は経營業務管理責任者（以下「営業所の専任技術者等」という。）と現場代理人及び主任技術者等とは兼務することができません。ただし、特例として次の要件を満たす場合は、兼務することができるものとします。

※テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含む。

■ 営業所の専任技術者等と専任を要しない主任技術者との兼務

特例として、次の要件を全て満たす場合には、現場における専任を要しない主任技術者と兼務することができます。

ア 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の専任技術者等の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、ICT等の活用により、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

ウ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 当該工事の専任を要しない主任技術者であること。

この要件のうち、イについては営業所と工事現場の物理的な距離とともに、それぞれ果たすべき職務を質的・量的・時間的に比較考慮のうえ、実質的に従事しうる程度であるか否か適切に判断することが必要です。

■ 営業所の専任技術者等と現場代理人との兼務

次の要件を全て満たす場合には、営業所の専任技術者等と現場代理人を兼務することができます。（当面の運用）

ア 兼務の要件

（ア）営業所と工事現場が同一市町村内（平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村とする。）又は営業所と工事現場間の直線距離が概ね10km以内の美馬市が発注する2つの工事

（イ）当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

（ウ）営業所の専任技術者等と現場代理人を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

- (エ) ICT等の活用により、当該営業所と工事現場の間で常時連絡を取り得る体制にあること。
- (オ) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (カ) 主任技術者の専任を要しない（建設業法第26条第3項に該当しない）工事であること。
- (キ) 令和5年2月1日以降に入札公告又は指名通知する工事
※兼務する他工事の契約時期は問わない。

イ 兼務の手続き

受注者は、営業所の専任技術者等を工事現場の現場代理人に兼務配置させようとするときは、次の方法により手続きを行わなければなりません。

- (ア) 受注者は、営業所の専任技術者等と現場代理人を兼務させる予定の工事及び現場代理人の兼務となる他の工事の各主任監督員等と協議を行う。
- (イ) 受注者は、協議の結果、発注者が営業所の専任技術者等と現場代理人の兼務が可能と認めた場合、「現場代理人兼務申請書（様式第1号）」並びに「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」に必要となる事項を記入し、兼務させる予定工事の発注者に提出する。

発注者は、受注者からの申請を受けたときは、兼務配置となる他の工事の監督員等に様式第1号を送付するとともに協議を行い、営業所の専任技術者等と現場代理人の兼務が可能か確認を行うものとします。

なお、受注者は、発注者が営業所の専任技術者等と現場代理人の兼務について認めないときは、別の現場代理人を選任し、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を再提出しなければなりません。

また、受注者又は監督員は、現場代理人の連絡体制の不備、工事に関係する事故が発生する等、兼務に支障があると判断した場合には、協議を行い、現場代理人を変更できるものとし、速やかに現場代理人を変更する手続きを行わなければなりません。

美馬市企画総務部総務課 入札契約担当 電話 0883-52-1212
--